



福岡医発第161号(地)
平成18年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



京都府建設国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

	改正後	現行
組合員	3割	2割
その他の被保険者		3割

※ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める
給付割合

2. 施行年月日 平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-21

平成18年3月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

京都府建築国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、京都府保健福祉部高齢・保健総括室医療保険室長から通知がありましたので、お知らせします。





8 医 保 第 9 9 号
平成 1 8 年 3 月 1 4 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

京都府保健福祉部高齢・保険総括室
医療保険室長

京都府建築国民健康保険組合の一部負担割合の改正について(通知)

国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定により、認可されましたので通知します。
なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容
一部負担割合について

	改 正 後	現 行
組合員	3 割	2 割
その他の被保険者		3 割

ただし、3 歳未満、7 0 歳以上の被保険者を除く

2 組合規約改正の施行年月日
平成 1 8 年 4 月 1 日

担 当	国 保 担 当
電 話	(075) 414-4613



新 旧 対 照 条 文

現 行	改 正
第3章 保険給付 〔一部負担金〕 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける組合員（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による、医療を受けることができる者及び次の二、三、四号に掲げる者を除く）にあつては、当該給付を要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額を支払い、その他の被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による、医療を受けることができる者を除く。）にあつては、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該医療機関または保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定するものに限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 10分の2	第3章 保険給付 〔一部負担金〕 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける組合員（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による、医療を受けることができる者及び次の二、三、四号に掲げる者を除く）にあつては、当該給付を要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額を支払い、その他の被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による、医療を受けることができる者を除く。）にあつては、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該医療機関または保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定するものに限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 10分の2
	附 則 1 この規約は、1970年（昭和45年）7月30日から施行する。 2 一部改正 この規約は、2006年1月29日一部改正。 ただし、施行は2006年4月1日よりとする。